

日行連発第226号

令和2年6月8日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

許認可業務部

部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について（周知）

先般、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、お知らせしたところですが、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを踏まえて、国土交通省より、施工中の工事等における感染拡大防止措置や一時中止措置等の対応についての通知連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月26日・国土交通省）

【参考】国土交通省新型コロナウイルス感染症対策ページ（建設業）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html